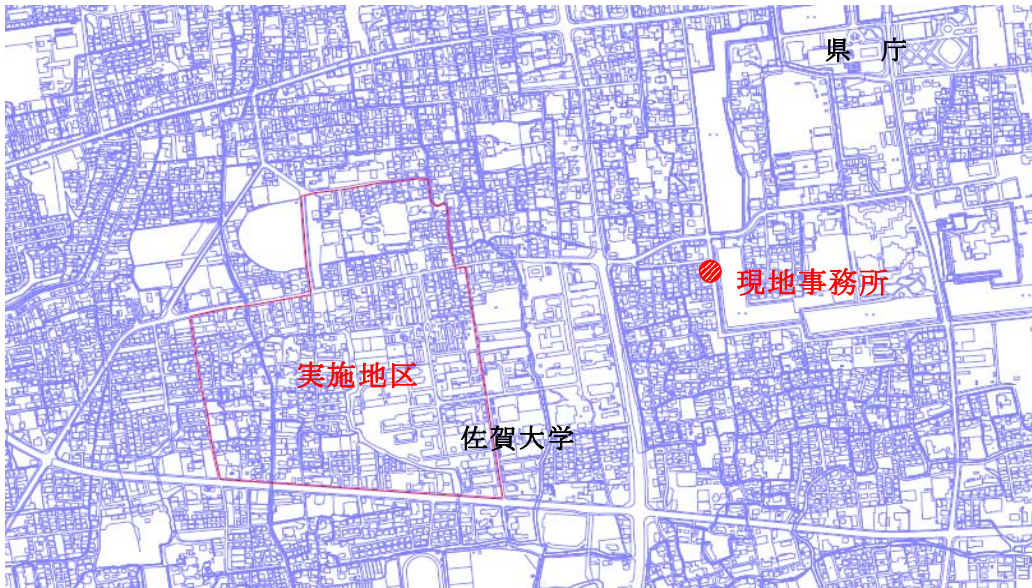


# 法務局備付地図作成作業について

## 1 平成29年度の法務局備付地図の作成作業は、次のとおり実施します。

### (1) 実施地区

佐賀市本庄町大字本庄の一部地域（下図の赤色で囲んだ区域）



※佐賀市の承認を得て、同市発行の地形図データを使用しています。

承認番号(佐賀市情第75号)

### (2) 作業期間（2年目作業）

平成29年4月から平成30年3月まで

## 2 地図を作成する理由

現在、法務局には、土地や建物を相続したり、売買した場合に登記をする登記記録のほか、一般に公図(又は字図)と呼ばれている地図が備え付けられています。この公図は、土地の位置の確認や境界の確認又は土地の分筆、合筆等をする場合に参考にします。しかし、現在、法務局に備え付けられている公図は、現地において復元できるほど精度が高くなく、一部の区域では、現地と一致しない公図もあります。

国土交通省が平成16年度から平成18年度まで実施した都市再生街区基本調査により、平成19年度に都市部における公図と現況のずれが公表されましたが、佐賀市においても多くの公図と現況のずれが公表されています。

佐賀地方法務局では、都市再生街区基本調査の結果を踏まえて、公図と現況の

ずれの大きい地域から計画的に地図を作成することとし、平成28年度及び平成29年度は佐賀市本庄町大字本庄（一部）地区を選定いたしました。

この作業においては、一筆の土地ごとに境界を確認し、より正確な測量をして、現況と合った、より精度の高い地図を作成します。境界標が亡失するなど何らかの事情で境界が分からなくなった場合でも、この地図があれば境界が復元できるもので、現在の公図とは比較にならない精度の高い地図になります。

### 3 地図を作成した場合の効果

- (1) 国家基準点等に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- (2) 境界標がなくなるなどして土地の境界が分からなくなっても、地図に基づいて復元測量をすることによって境界を特定することができます。
- (3) 調査・測量の結果、地目や面積に変更や誤りが発見された土地については、現況に合わせる登記をします。
- (4) 地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられ、厳格な維持管理がなされます。

### 4 本作業の実施に伴い、所有者の皆様にお願したいこと

- (1) 土地境界については、可能な限り事前に位置を確かめておいてください。
- (2) 境界杭や標識などは、測量の基礎となるものですから絶対に動かさないでください。
- (3) 土地の所有者に、境界確認の立会いをお願いします。立ち会っていただく日時は、事前にお知らせします。
- (4) 測量などのために、皆様方の所有地に立ち入らせていただくことがありますので御了承ください。

### 【お問合せ・連絡先】

〒840-0042 佐賀市赤松町9番21号 地図作成現地事務所

(午前10時から午後4時)

(0952)-41-4200

〒840-0041 佐賀市城内二丁目10番20号 佐賀地方法務局筆界特定室

(0952)-26-2453